

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

平成30年

目 次

議案第 27 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 28 号	市道路線の認定について……………	10
議案第 29 号	業務委託契約の締結について……………	19
議案第 30 号	指定管理者の指定について……………	25
議案第 31 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	26
議案第 32 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	27
議案第 33 号	施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	28
議案第 34 号	建物収去土地明渡等請求訴訟の提起について……………	29
議案第 35 号	平成29年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	31
議案第 36 号	平成29年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	31
議案第 37 号	平成29年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	31
議案第 38 号	平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	31
議案第 39 号	平成29年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	31
議案第 40 号	平成29年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	31
議案第 41 号	平成29年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	31
議案第 42 号	つながる鎌倉条例の制定について……………	32
議案第 43 号	鎌倉市水産業振興計画推進委員会条例の制定について……………	37
議案第 44 号	鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会条例の制定について……………	39
議案第 45 号	鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	41
議案第 46 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	43
議案第 47 号	鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
議案第 48 号	鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について……………	50
議案第 49 号	鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	52

議案第 50 号	平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）	54
報告第 12 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	60
報告第 13 号	継続費の精算報告について	61
報告第 14 号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	63
報告第 15 号	平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について	64

議案第 27 号

市道路線の廃止について

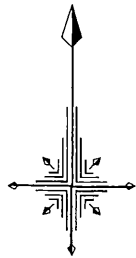
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成30年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	鎌倉山 三丁目	664番5	鎌倉山 三丁目	687番9	1.81～ 3.67	68.73	202.11	2
2	手広 五丁目	740番3	手広 五丁目	730番1	1.81～ 2.95	158.99	300.97	3

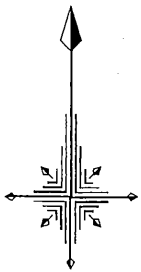


凡例  廃止箇所

案内図

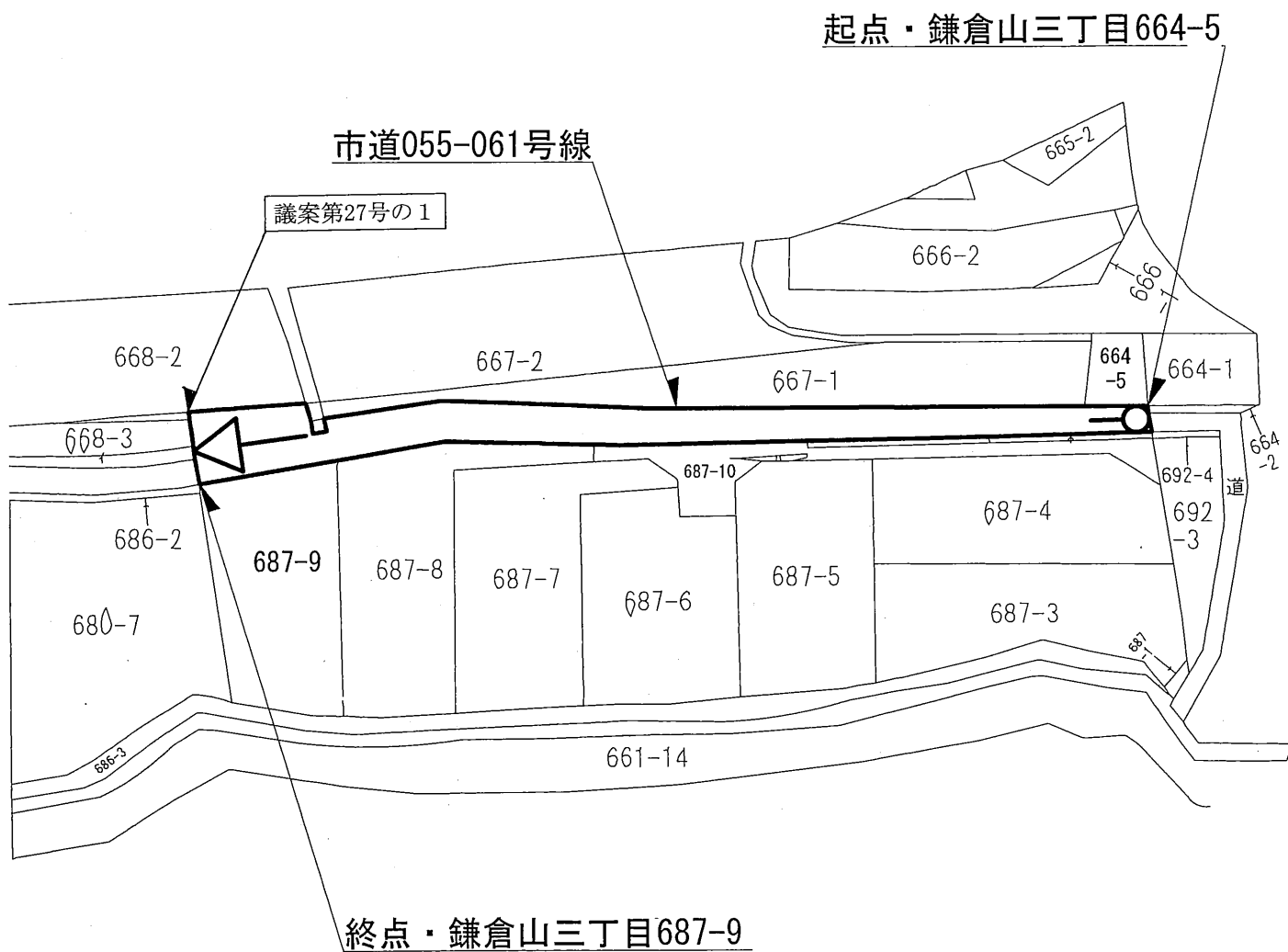
図面番号 2

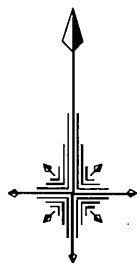




公図写

図面番号 2

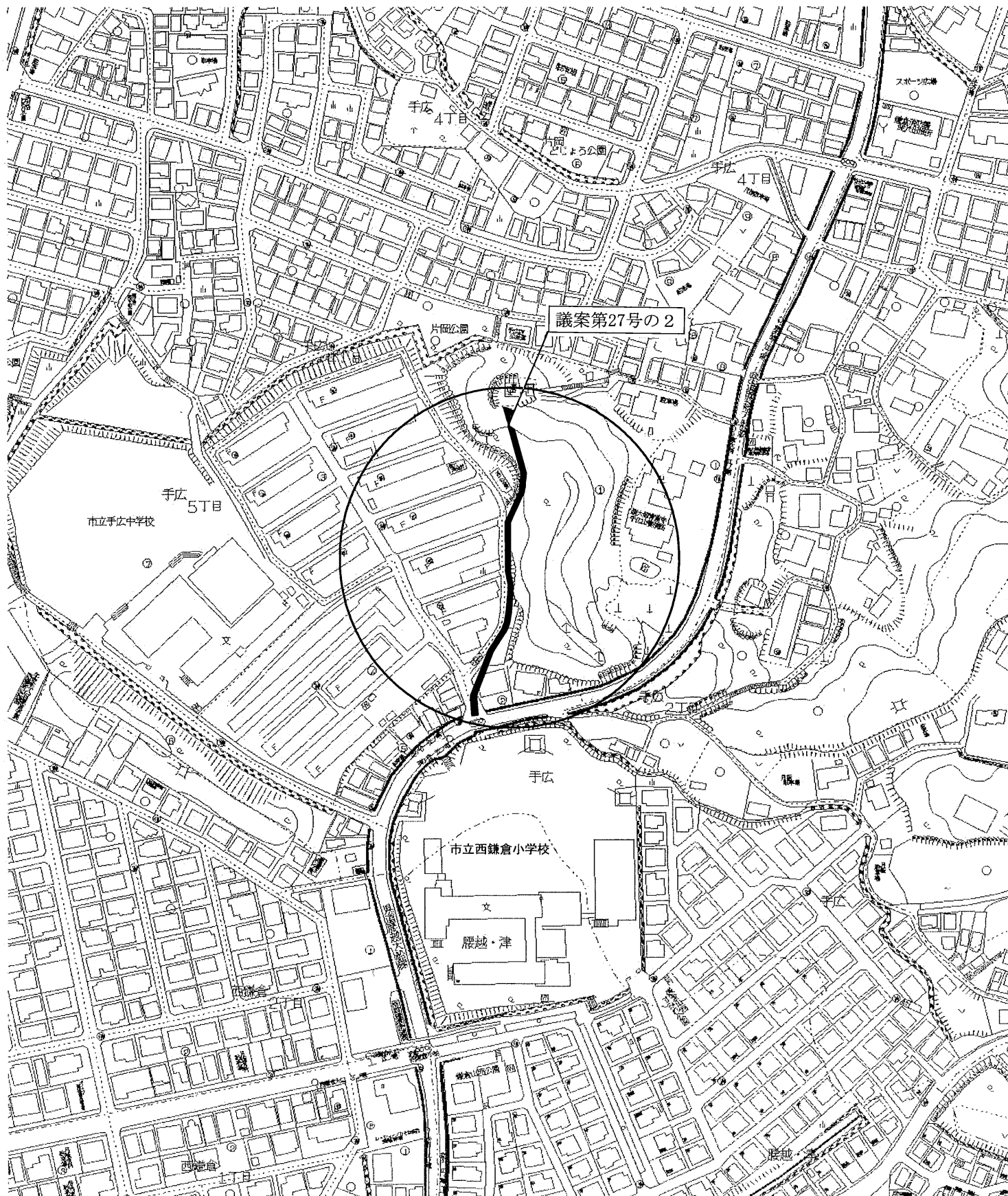


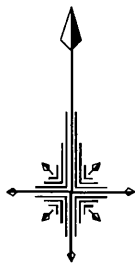


凡例 ■■■■■ 廃止箇所

案内図

図面番号 3



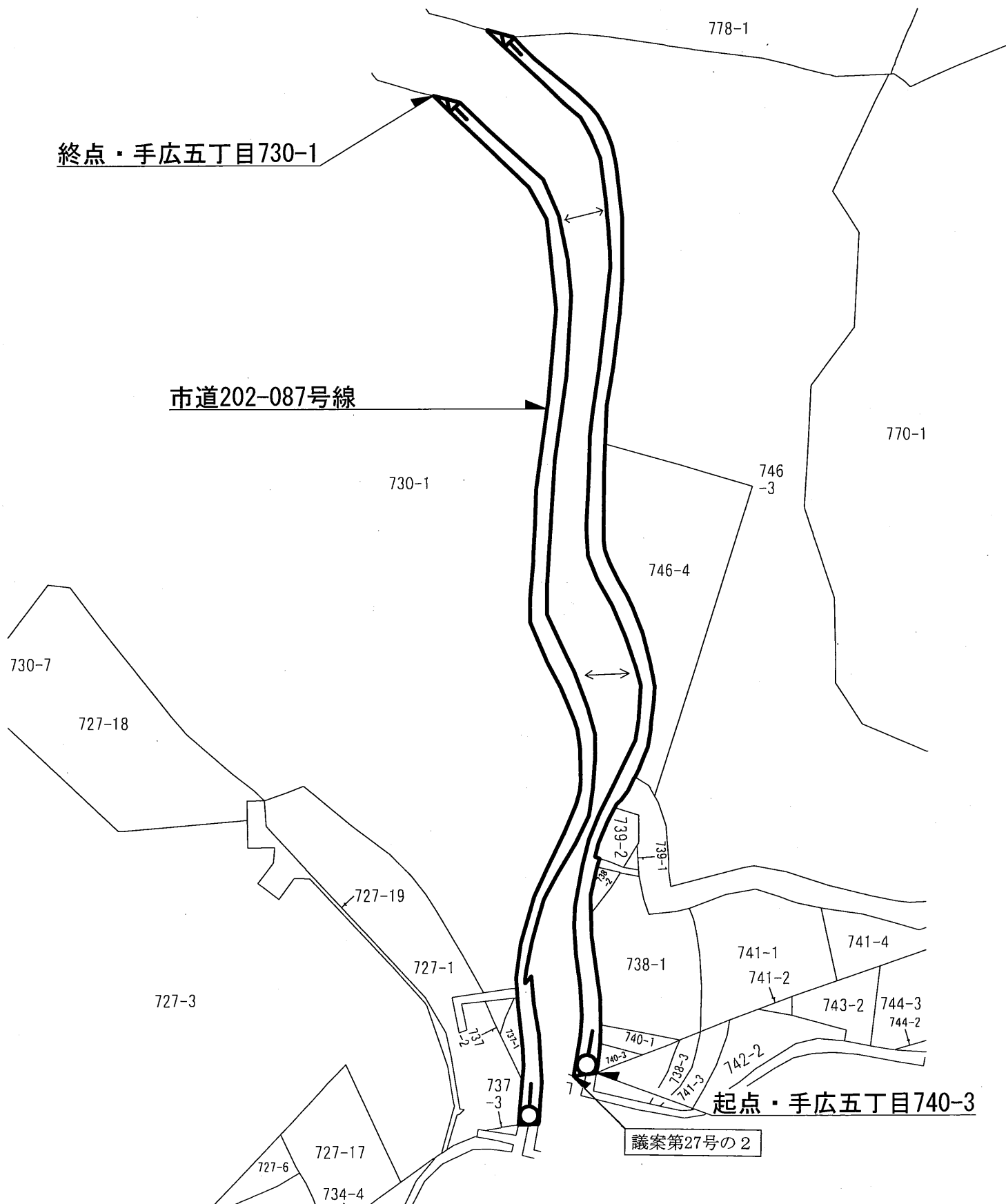


公図写

図面番号 3

終点・手広五丁目730-1

市道202-087号線



議案第 28 号

市道路線の認定について

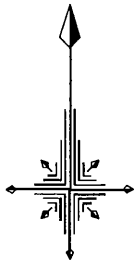
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成30年 9 月 5 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

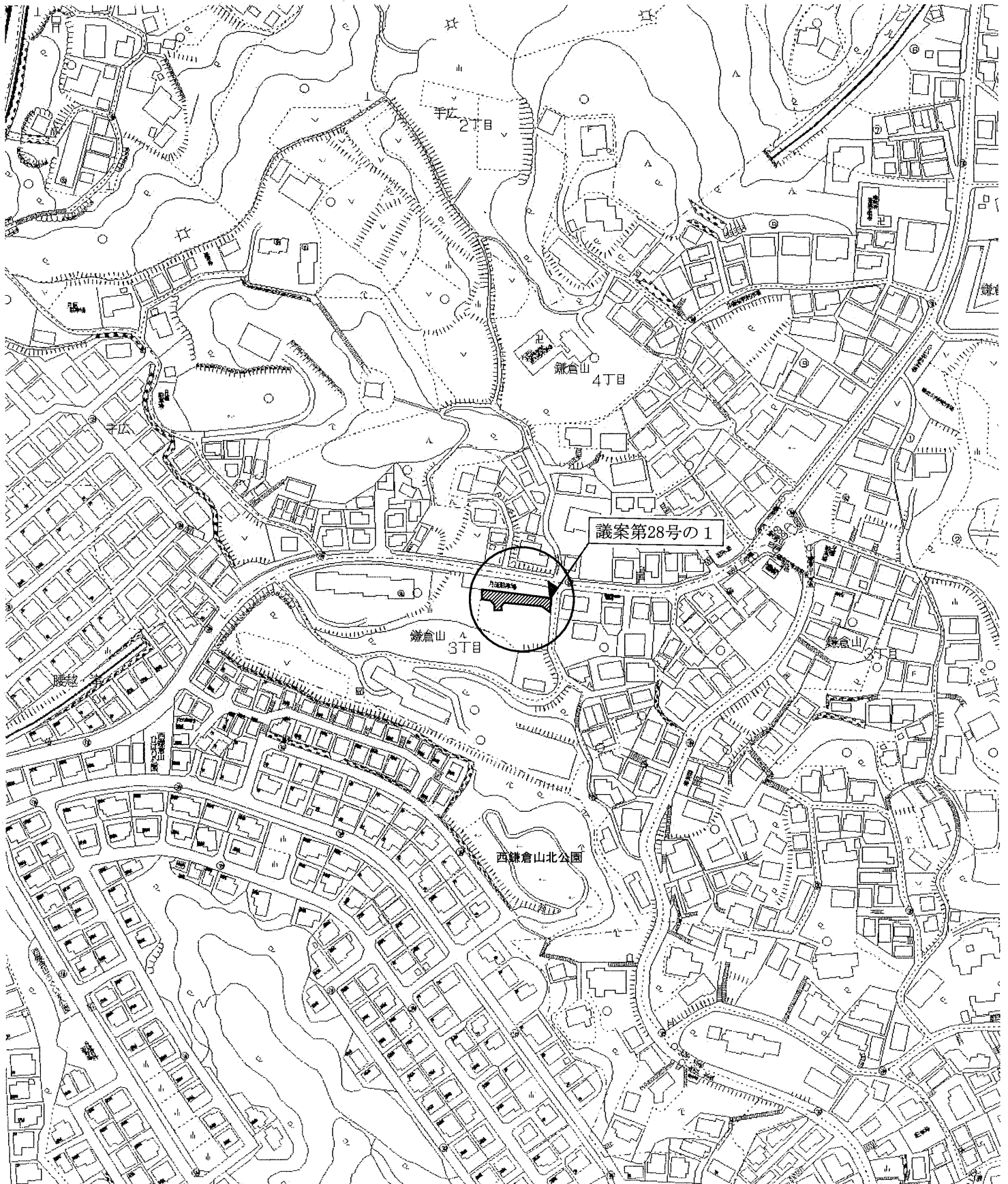
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	鎌倉山 三丁目	664番5	鎌倉山 三丁目	687番7	5.00～ 8.05	37.38	220.58	2
2	手 広 五丁目	740番1	手 広 五丁目	727番3	8.50～15.91	60.54	565.08	3
3	二階堂 字荏柄	24番1	二階堂 字横小路	98番7	5.00～ 9.34	53.16	275.39	4
4	大 船 字西之根	1430番7	大 船 字西之根	1430番8	5.00～ 9.20	38.46	230.70	5

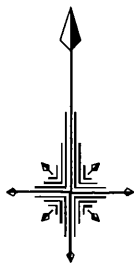


凡例  認定箇所

案内図

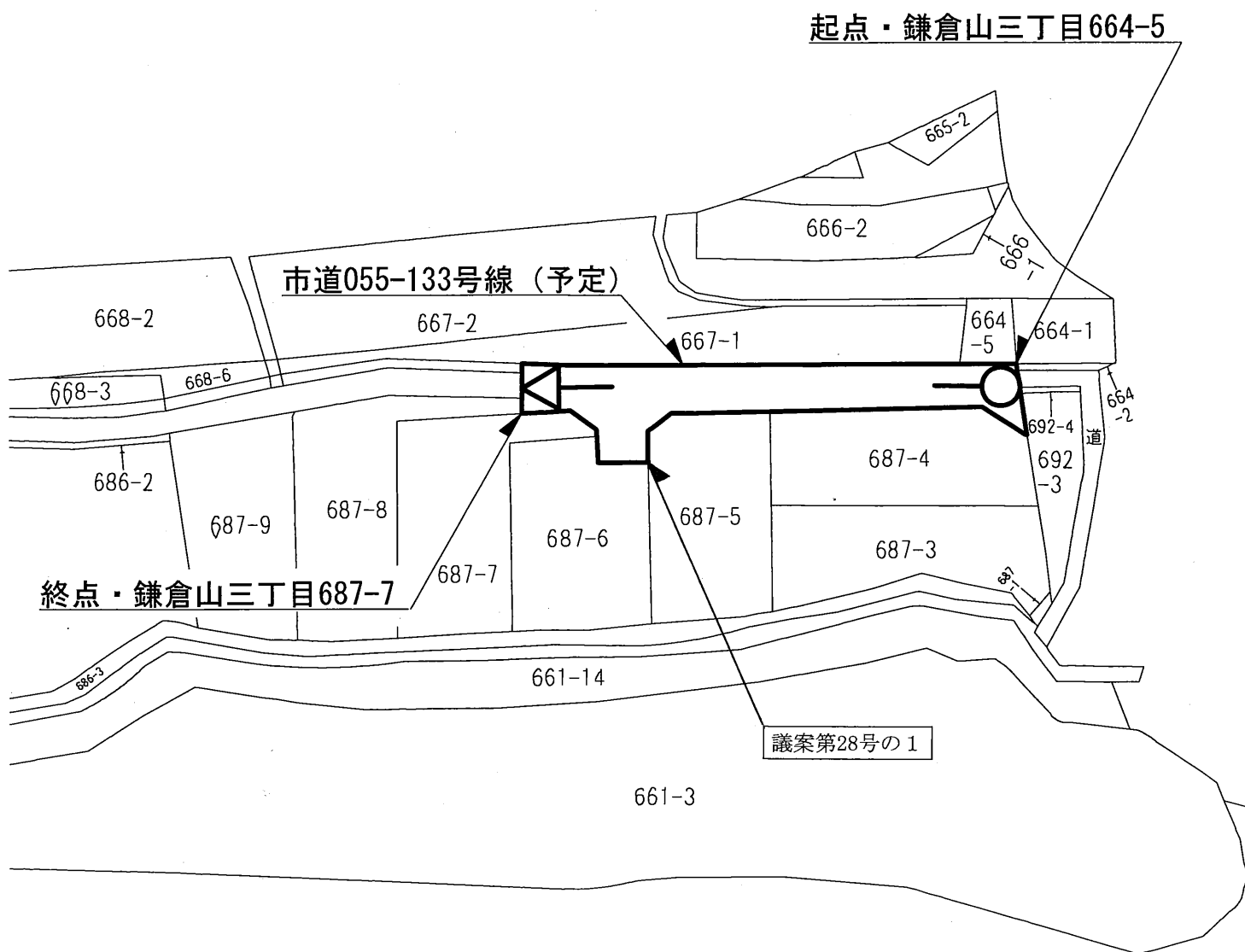
図面番号 2

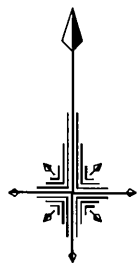




公図写

図面番号 2

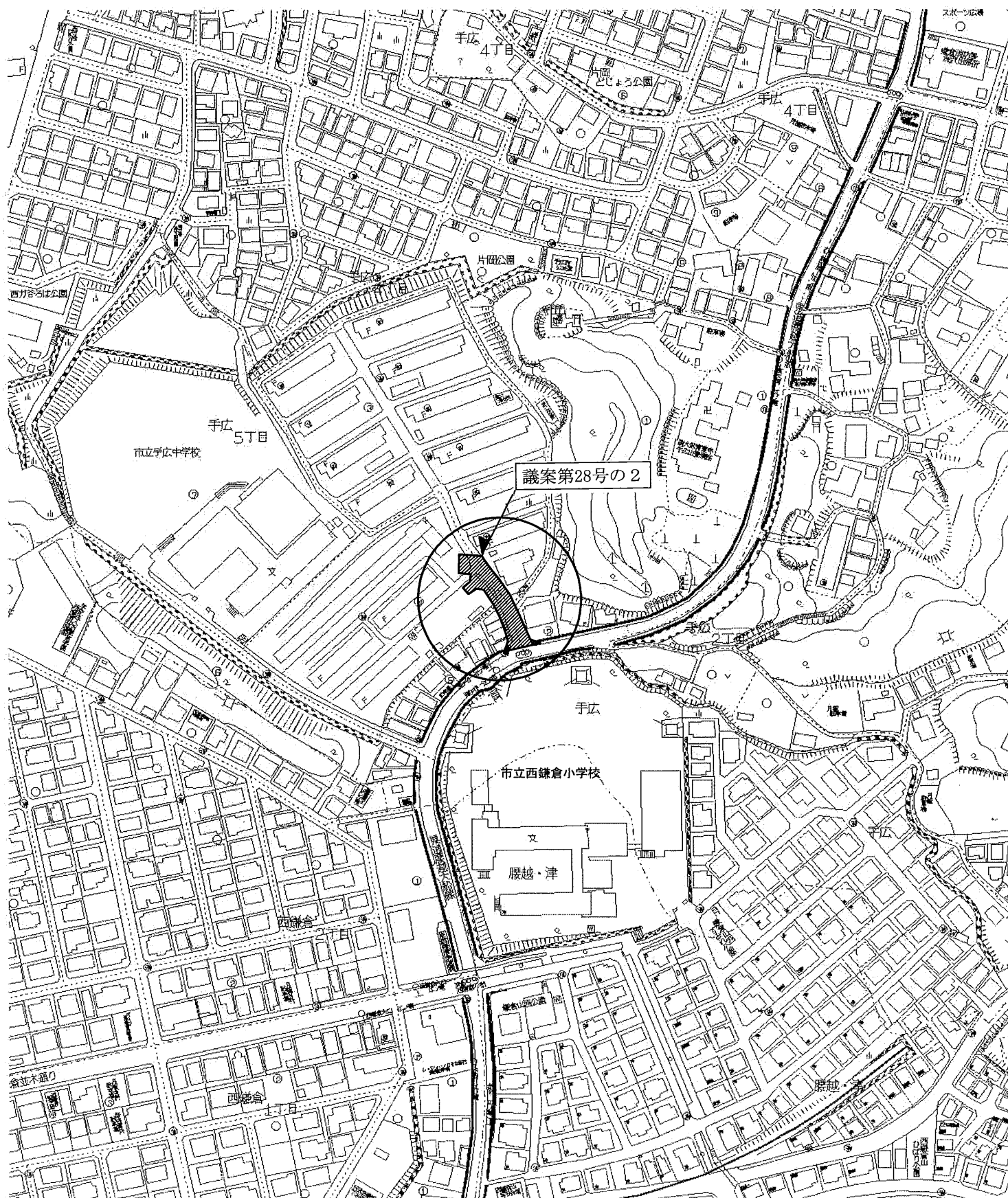


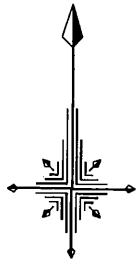


凡例  認定箇所

案内図

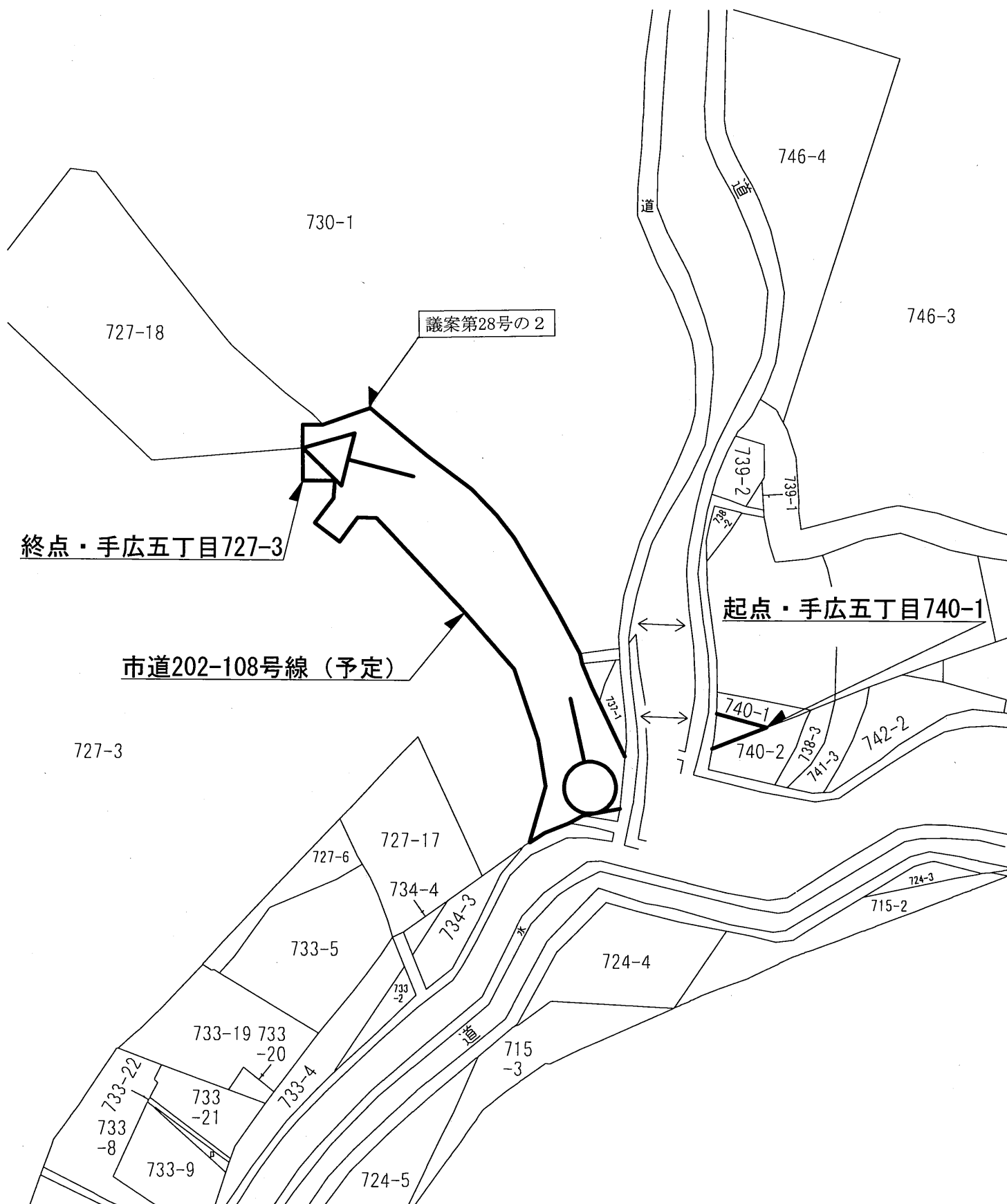
図面番号 3





公図写

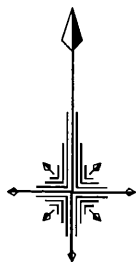
図面番号 3





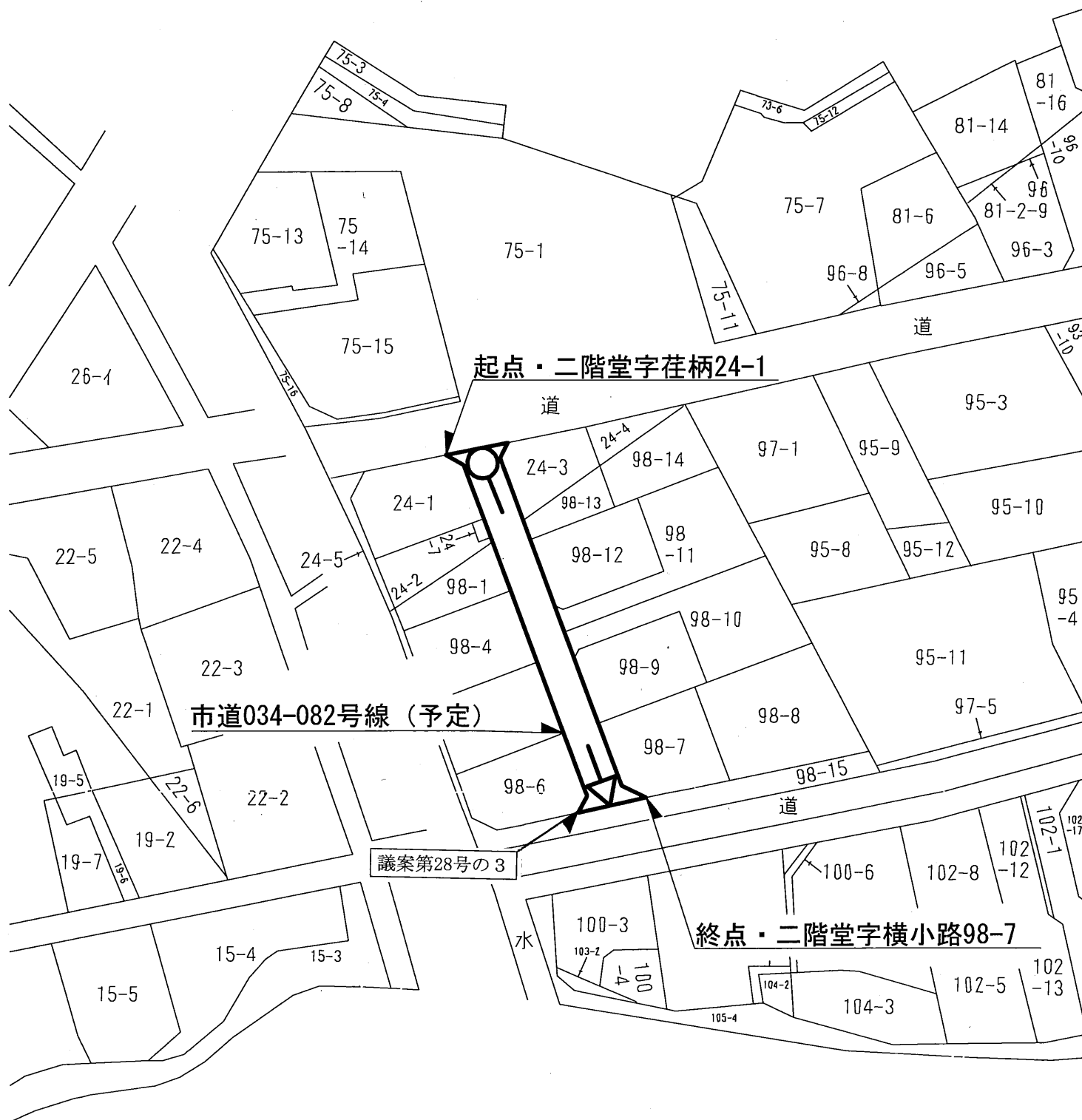
図面番号 4

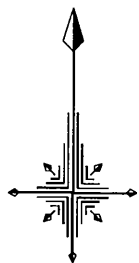




公図写

図面番号 4

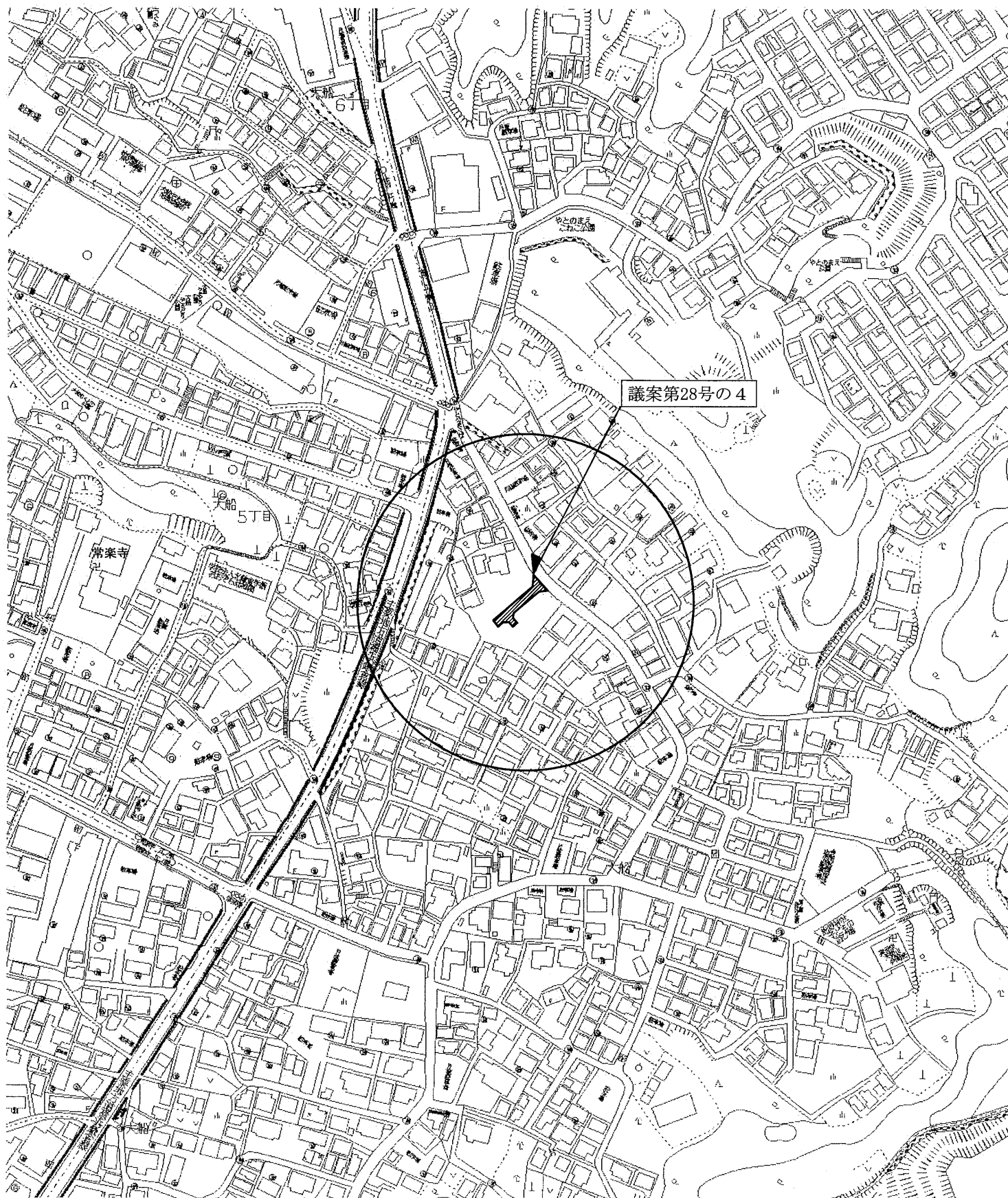


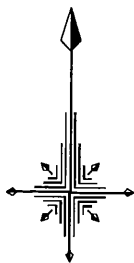


凡例  認定箇所

案内図

図面番号 5





公図写

図面番号 5



議案第 29 号

業務委託契約の締結について

本市は、鎌倉市立小中学校トイレ環境改善業務委託について、一般競争入札の方法により、次のとおり業務委託契約を締結するものとする。

平成30年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 件 名 鎌倉市立小中学校トイレ環境改善業務委託

2 施行位置 市立小中学校（10校）

学 校 名	所 在 地
第二小学校	鎌倉市二階堂878番地
深沢小学校	鎌倉市梶原一丁目11番1号
富士塚小学校	鎌倉市上町屋810番地
今泉小学校	鎌倉市今泉二丁目13番1号
植木小学校	鎌倉市植木1番地
第一中学校	鎌倉市材木座六丁目19番19号
御成中学校	鎌倉市笹目町2番1号
深沢中学校	鎌倉市梶原一丁目14番1号
手広中学校	鎌倉市手広五丁目7番1号
岩瀬中学校	鎌倉市岩瀬840番地

3 契約金額 1,647,410,400円

4 委託契約者 横浜市西区北幸二丁目15番15号
株式会社綜企画設計 横浜支店
支店長 青 木 寿 昭

「参 考」

業 務 委 託 仮 契 約 書

委託業務の名称	鎌倉市立小中学校トイレ環境改善業務委託
委託業務の内容	本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。
委託業務の場所	本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。
契 約 金 額	総額 金1,647,410,400円 (うち消費税額及び地方消費税額122,030,400円) [内訳] 小学校分 金741,373,020円 (うち消費税額及び地方消費税額54,916,520円) 中学校分 金906,037,380円 (うち消費税額及び地方消費税額67,113,880円)
契 約 期 間	契約締結日から2021年2月26日まで
契 約 保 証 金	鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)第5条第3号の規定により免除する。
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。 この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。	

上記の業務について、発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社綜企画設計横浜支店」として、上記事項及び次の契約条項に定めるところにより、業務委託仮契約を締結する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ各自その一通を保有する。

平成30年8月20日

発 注 者 鎌倉市御成町18番10号
鎌 倉 市
市 長 松 尾 崇 印

受 注 者 横浜市西区北幸二丁目15番15号
株式会社綜企画設計 横浜支店
支 店 長 青 木 寿 昭 印

(目的)

第1条 発注者は、鎌倉市立小中学校トイレ環境改善業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

2 本契約は、業務を完成させることを目的とする請負契約とする。

(業務の適正履行)

第2条 受注者は、業務の実施にあたっては、業務の本旨並びに発注者の指示に従い、かつ本契約書に添付の仕様書に基づき、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

(事業計画等)

第3条 受注者は、契約締結後、本契約書に添付の仕様書に基づき、直ちに業務の履行のための実施体制を定め、箇所付工事の設計完了時期を明記した年間事業計画表、工程表及び実施体制図（以下「事業計画等」という。）を作成して発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、事業計画等を受理したときは、遅滞なくこれを審査するものとし、不適当と認めたときは受注者と協議するものとする。

3 受注者は、事業計画等に変更がある場合には、直ちに発注者に対して書面をもって通知し、発注者と協議しなければならない。特に年間事業計画表に示された箇所付工事の設計完了時期に大きな変更又は遅延が生じる場合には、新たな事業計画を策定のうえで発注者と協議しなければならない。

4 受注者は、業務に着手したときは、その旨を遅滞なく発注者に届出なければならない。

(業務報告、履行確認及び完了検査等)

第4条 受注者は、毎月の業務終了後、原則として翌月の10日までに業務実施報告書を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。

2 受注者は、前項の確認の結果、発注者が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に従わなければならない。

3 受注者は、全ての業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

4 発注者は、前項の完了報告があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

(契約代金の支払)

第5条 発注者は、前条又は第18条第2項の履行確認等完了後、本契約書に添付の仕様書に定めるとおり、受注者の適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に契約代金を支払うものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により代金の受領が遅延しても、発注者は遅延利子支払の責めを負わないものとする。

2 受注者は、契約代金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

(成果の帰属)

第6条 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じたときから発注者に帰属する。

(工業所有権の発明等)

第7条 受注者は、業務の実施にあたり、特許権等いわゆる工業所有権の対象となるべき発明又は考案した場合には、発注者に書面をもって通知し、必要書類等を提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該工業所有権の取得のための手続き、権利の帰属等に関する詳細については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(法令遵守等)

第8条 受注者は、業務の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則（以下、これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

ない。

2 発注者は、受注者の業務の履行に係る法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

(経理の明確化)

第9条 受注者は、本契約に基づく収支について必要な帳簿を備え、その結果を明らかにしなければならない。

(監督、検査等)

第10条 発注者は、受注者の業務の履行状況について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は業務を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

(報告義務)

第11条 受注者は、本契約の履行上、業務完了に影響を及ぼす重要な事情が生じたときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

(一括再委託の禁止等)

第12条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

(業務に関する情報等の保護)

第13条 受注者は、業務の内容、業務に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被った者に対し賠償をしなければならない。

(1) 業務の実施に関して受注者が発注者又は第三者に対し損害を与えたとき。

(2) 法定解除又は次条の定めるところにより本契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(履行遅滞の損害金等)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数1日につき、契約金額の1,000分の2に相当する額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が業務を開始しなかったとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に業務が完了しなかったとき。

2 発注者は、受注者の責めに帰する事由により、本契約又は鎌倉市契約規則の定めるところにより本契約を解除したときは、受注者に別に定める額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(危険負担)

第16条 業務において使用する機材等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(かし担保責任)

第17条 発注者は、業務完了した目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求するものとし、受注者はこれに応じなければならない。

- 2 前項のかし担保の期間は、業務完了の日から起算して1年間とする。ただし、かしの原因が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、かし担保の期間は、業務完了の日から起算して10年間とする。

(発注者の契約解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このために受注者に損害が生じてもその責は負わないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に委託業務が完了する見込みがないとき、又はその他の契約条項に違反し、本契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、事業計画で示した箇所付工事の設計が遅延し、工期までに工事が実施できないとき。
- (3) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき、又は資格がない者となったとき。
- (4) 受注者が所在不明となったとき。
- (5) 第4条及び第10条の規定に基づく検査の結果、不合格となり、再度の検査においても不合格となったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、既に履行済みの部分に関する精算報告書を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。

(受注者の契約解除権)

第19条 本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため、契約金額が原契約の3分の1以上減少したとき。
 - (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の2分の1以上短縮したとき。
 - (3) 発注者が本契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。
- (暴力団等排除に係る解除)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結

したと認められるとき。

- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第21条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。))などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第22条 本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令)がされたとき。

- (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))がされたとき。

- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(契約内容の変更)

第23条 契約金額、契約期間又は仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは発注者及び受注者が協議のうえ、変更契約書を締結するものとする。

(協議事項)

第24条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する争いについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

議案第 30 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市子どもの家及び鎌倉市放課後子どもひろばの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年 9 月 5 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市だいいち子どもの家「うみがめ」

鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」

放課後子どもひろば だいいち

放課後子どもひろば おなり

2 指定管理者となる団体

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 関口 昌太朗

3 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31日まで

議案第 31 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定について

平成30年4月11日、[REDACTED]で発生した、総務部資産
税課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額を次の
とおり定める。

平成30年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 1,188,000円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 32 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成30年4月25日、[REDACTED]で発生した市有地管理
に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成30年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 148,284円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 33 号

施設管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成29年8月31日、鎌倉市常盤111番地3 鎌倉市深沢図書館で発生
した施設管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定め
る。

平成30年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 855,913円

2 損害賠償の相手方



議案第 34 号

建物収去土地明渡等請求訴訟の提起について

建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき、次のとおり議会の議決を求める。

平成30年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 鎌 倉 市

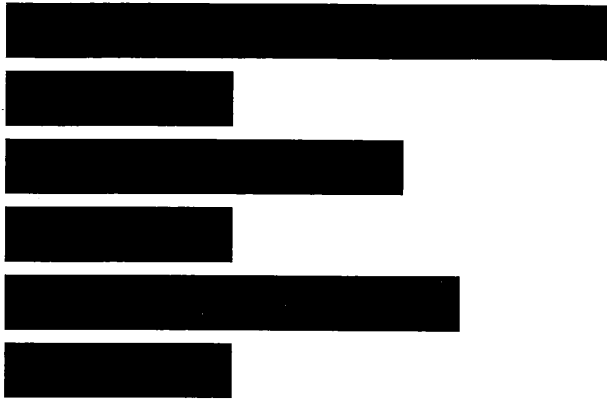
被告

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

鎌倉市小町二丁目10番1号

有限会社 登美太郎写真の店

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



2 訴訟提起の理由

小町二丁目1番地7に隣接する鎌倉市が所有及び管理している水路等について、建築物により不法占有されているため、これまで建物所有者及び占有者に対し、建物収去及び退去に係る文書勧告を郵送により複数回行ってきましたが、未だ建物収去及び退去がなされないことから、建物収去土地明渡等請求訴訟を提起するものである。

3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。

- 議案第 35 号 平成29年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 36 号 平成29年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 37 号 平成29年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 38 号 平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 39 号 平成29年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 40 号 平成29年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 41 号 平成29年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の平成29年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の付属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

平成30年 9 月 5 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 付属書（平成29年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 42 号

つながる鎌倉条例の制定について

つながる鎌倉条例を次のように定める。

平成30年 9 月 5 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的として、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めるものである。

つながる鎌倉条例

美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によって守られ、支えられ、つくられてきたまちである。

先人たちがつくりあげたこうした市民風土は、市民の誇りとして、様々な市民活動に今も受け継がれており、鎌倉のまちの発展のためにこれからも次世代を担う子どもたちにつなげていく必要がある。

市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織が、お互いにつながりを大切にし、それぞれの特性を生かしながら行動し、鎌倉のまちが魅力と活力にあふれ、さらに輝くまちにしていけるために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、もって市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織がお互いにつながりを大切にし、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で事業を行うものをいう。
- (2) 市民活動 市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 中間支援組織 市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、市民活動が円滑に進むことができるように支援をする組織をいう。

- (4) 協働 市及び市民活動を行うものが共通の目的を実現するために、お互いが対等の立場に立ち、それぞれの特性を生かし、協力して行動することをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、まちをつくる一員としてそれぞれのつながりを大切にし、互いの特性を理解、尊重し、市民活動の推進に努めるものとする。

- 2 市民活動は、自発的な意思に基づいて行われるものとし、その自主性及び自立性が尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施することにより、できる限り市民活動が活発に行われるための環境の整備をしなければならない。

- 2 市は、市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人が、市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、市民活動に対する理解を深め、自分たちのまちのことに関心を持ち、自らできることを考えとともに、自発的な意思に基づいて市民活動に参加、協力するよう努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第6条 市民活動を行うものは、基本理念にのっとり、地域社会の課題を解決するため、知識、経験、地域性及び柔軟性等の特性を生かして行動するとともに、その活動の内容を市民等に広く周知するよう努めるものとする。

(中間支援組織の役割)

第7条 中間支援組織は、基本理念にのっとり、市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、市民活動の推進のために、市民活動を行うものの自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとする。

(市の施策)

第8条 市は、市民活動の推進を図るために次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 活動の場の提供に関すること。

- (2) 財政的支援に関すること。
- (3) 情報の提供に関すること。
- (4) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること。
- (5) 市民活動を行うものがその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供に関すること。
- (6) 中間支援組織との連携に関すること。
- (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項
(協働事業)

第9条 市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たり、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重すること。
- (2) 市及び市民活動を行うものは、信頼関係を構築するとともに、役割分担を明確にし、それぞれが、当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (3) 市及び市民活動を行うものは、目的の実現までの過程を共有すること。
- (4) 市及び市民活動を行うものは、検証及び見直しを行うことにより、協働事業を充実させること。

(市民活動推進委員会)

第10条 市長の附属機関として、鎌倉市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) この条例並びに市民活動及び協働の推進についての指針（以下「指針」という。）に関する事項
- (2) この条例及び指針に基づく活動に関する事項

3 委員会は、市民活動の推進に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公共的団体が推薦する者
- (4) 市民

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 第5項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 9 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 10 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 11 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。
- 12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

鎌倉市水産業振興計画推進委員会条例の制定について

鎌倉市水産業振興計画推進委員会条例を次のように定める。

平成30年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市水産業振興計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市水産業振興計画推進委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市水産業振興計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の水産業に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、鎌倉市水産業振興計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市水産業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市の水産業に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化
検討委員会条例の制定について

鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会条例を次のように定める。

平成30年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

深沢地区におけるまちづくりに関する方針を実現するために必要な事項を調査及び検討する鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例（平成24年10月条例第16号）第2条に規定する区域及びその周辺区域のまちづくりに関する方針を実現するために必要な事項を調査及び検討する鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者又は知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例の一部改正)

2 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「東日本旅客鉄道株式会社鎌倉総合車両センター」を「東日本旅客鉄道株式会社旧鎌倉総合車両センター」に改める。

議案第 45 号

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成30年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

農業委員会会長、副会長及び委員の報酬の額を改めるものである。

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年 4 月条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会会長	月額	45,000円	を
同 副会長	同	37,000円	
同 委員	同	31,000円	

農業委員会会長	月額	45,000円に規則で定める額を加算した額	に
同 副会長	同	37,000円に規則で定める額を加算した額	
同 委員	同	31,000円に規則で定める額を加算した額	

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 改正前の鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、平成 30 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に非常勤特別職職員に支払われた報酬は、改正後の鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬の内払とみなす。

議案第 46 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 9 月 5 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の認定及び許可の審査等における申請手数料を新たに定めるものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第5項、第6項、第9項、第10項、第20項、第21項、第24項及び第25項中「第87項」を「第89項」に改め、同款中第116項を第118項とし、第104項から第115項までを2項ずつ繰り下げ、同款第103項中「第104項」を「第112項」に改め、同項を同款第105項とし、同款中第102項を第104項とし、第94項から第101項までを2項ずつ繰り下げ、同款第93項中「第102項」を「第104項」に改め、同項を同款第95項とし、同款中第92項を第94項とし、同款第91項第1号中「第88項」を「第90項」に改め、同項を同款第93項とし、同款中第90項を第92項とし、同款第89項第1号イ中「第88条又は第90項」を「第90項又は第92項」に改め、同項を同款第91項とし、同款第88項第1号及び第2号中「第90項及び第91項」を「第92項及び第93項」に改め、同項を同款第90項とし、同款中第87項を第89項とし、第86項を第88項とし、第85項を第87項とし、同款第84項第1号中「第88項及び第91項」を「第90項及び第93項」に、「第86項」を「第88項」に改め、同項を同款第86項とし、同款第83項第3号エ中「80の項(3)」を「第82項第3号」に、「同項(3)」を「同項第3号」に改め、同項を同款第85項とし、同款第82項第3号エ中「79の項(3)」を「第81項第3号」に、「同項(3)」を「同項第3号」に改め、同項を同款第84項とし、同款第81項第1号イ中「79の項、80の項、82の項又は83の項」を「第81項、第82項、第84項又は第85項」に改め、同項を同款第83項とし、同款中第80項を第82項とし、同款第79項中「第91項」を「第93項」に、「第83項」を「第85項」に改め、同項を同款第81項とし、同款中第78項を第80項とし、第77項を第79項とし、第76項を第78項とし、同款第75項中「第78項」を「第80項」に改め、同項を同款第77項とし、同款中第74項を第76項とし、同款第73項第1号中「第76項」を「第78項」に改め、同項を同款第75項とし、同款中第72項を第74項とし、第71項を第73項とし、同款第70項中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、同項を同款第72項とし、同款中第69項を第71項とし、第68項を第70項とし、同款第67項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同款第69項とし、同款中第66項を第68項とし、第59項から第65項までを2項ずつ繰り下げ、第58項を第59項とし、同項の次に次の1項を加える。

60 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	特別の仮設建築物建築許可申請手数料	160,000円
--	-------------------	----------

別表市長の部都市景観部関係の款中第57項を第58項とし、同款第56項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同款第57項とし、同款中第55項を第56項とし、第52項から第54項までを1項ずつ繰り下げ、同款第51項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同款第52項とし、同款中第50項を第51項とし、第49項を第50項とし、同款第48項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同款第49項とし、同款中第47項を第48項とし、第43項から第46項までを1項ずつ繰り下げ、同款第42項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同款第43項とし、同款第41項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同款第42項とし、同款中第40項を第41項とし、第34項から第39項までを1項ずつ繰り下げ、同款第33項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同款第34項とし、同款中第32項の次に次の1項を加える。

33 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
-------------------------------------	-------------------------	---------

別表備考1中「第81項及び第89項」を「第83項及び第91項」に改め、同表備考2中「第93項から第102項まで」を「第95項から第104項まで」に改める。

第2条 鎌倉市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第1項中「第72項」を「第76項」に改め、同款第2項及び第3項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同款第5項中「第89項」を「第93項」に改め、同款第6項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第89項」を「第93項」に改め、同款第7項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同款第9項中「第89項」を「第93項」に改め、同款第10項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第89項」を「第93項」に改め、同款第12項、第13項、第15項、第17項及び第18項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同款第20項中「第89項」を「第93項」に改め、同款第21項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第89項」を「第93項」に改め、同款第22項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同款第24項中「第89項」を「第93項」に改め、同款第25項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第89項」を「第93項」に改め、同款第27項、第28項及び第30項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同款第39項中「第12項ただし書又は第13項ただし書」を「第12項ただし書、第13項ただし書」に、「の規定」を「、第16項第1

号又は第2号の規定」に改め、同款第42項中「第53条第4項」を「第53条第4項又は第5項」に改め、同款第43項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同款第70項中「基づく」を「基づく増築等を含む」に、「既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の認定申請手数料」を「既存不適格建築物における増築等を含む2以上の工事の全体計画の認定申請手数料」に改め、同款第71項中「基づく」を「基づく増築等を含む」に、「既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料」を「既存不適格建築物における増築等を含む2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料」に改め、同款中第118項を第122項とし、第106項から第117項までを4項ずつ繰り下げ、同款第105項中「第112項」を「第116項」に改め、同項を同款第109項とし、同款中第104項を第108項とし、第96項から第103項までを4項ずつ繰り下げ、同款第95項中「第104項」を「第108項」に改め、同項を同款第99項とし、同款中第94項を第98項とし、同款第93項第1号中「第90項」を「第94項」に改め、同項を同款第97項とし、同款中第92項を第96項とし、同款第91項第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号イ中「第90項又は第92項」を「第94項又は第96項」に改め、同項第2号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同款第95項とし、同款第90項中「第92項及び第93項」を「第96項及び第97項」に改め、同項を同款第94項とし、同款中第89項を第93項とし、第88項を第92項とし、第87項を第91項とし、同款第86項第1号中「第90項及び第93項」を「第94項及び第97項」に、「第88項」を「第92項」に改め、同項を同款第90項とし、同款第85項第3号エ中「第82項」を「第86項」に改め、同項を同款第89項とし、同款第84項第3号エ中「第81項」を「第85項」に改め、同項を同款第88項とし、同款第83項第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第81項、第82項、第84項又は第85項」を「第85項、第86項、第88項又は第89項」に改め、同項第2号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同款第87項とし、同款中第82項を第86項とし、同款第81項中「第93項」を「第97項」に、「第85項」を「第89項」に改め、同項を同款第85項とし、同款中第80項を第84項とし、第79項を第83項とし、第78項を第82項とし、同款第77項中「第80項」を「第84項」に改め、同項を同款第81項とし、同款中第76項を第80項とし、同款第75項第1号中「第78項」を「第82項」に改め、同項を同款第79項とし、同款中第74項を第78項とし、第73項を第77項とし、第72項を第76項とし、第71項の次に次の4項を加える。

72 法第87条の2第1項の規定に基づく用途変更に係る2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における用途変更に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	120,000円
73 法87条の2第2項の規定に基づく用途変更に係る2以上の工事の全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における用途変更に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	120,000円
74 法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	興行場等一時使用許可申請手数料	120,000円
75 法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	特別興行場等一時使用許可申請手数料	160,000円

別表備考1中「第83項及び第91項」を「第87項及び第95項」に改め、同表備考2中「第95項から第104項まで」を「第99項から第108項まで」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

議案第 47 号

鎌倉市児童発達支援センター条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うものである。

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市児童発達支援センター条例（昭和51年12月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2号中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

鎌倉市建築基準条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

建築基準法の一部改正に基づき、木造建築物等であるホテル又は旅館の外壁等に関する規定の削除を行うとともに、仮設建築物に対する制限の緩和等について規定の整備を行うものである。

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例

鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第3条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第22条第2項及び第3項を削る。

第57条第2項中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第58条（見出しを含む。）中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、仮設興行場等の仮設建築物の建築の許可に関する基準が新たに追加されたことから、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を
改正する条例

鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成12年3月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の規定による仮設建築物」を「に規定する仮設興行場等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

平成30年度鎌倉市一般会計
補正予算（第4号）

平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175,868千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,260,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,236,851	40,348	7,277,199
	10 国庫補助金	1,408,667	40,348	1,449,015
60	県支出金	3,318,478	7,246	3,325,724
	10 県補助金	777,806	7,246	785,052
75	繰入金	2,516,946	△10,000	2,506,946
	5 基金繰入金	2,514,946	△10,000	2,504,946
80	繰越金	600,000	89,618	689,618
	5 繰越金	600,000	89,618	689,618
85	諸収入	2,202,420	856	2,203,276
	25 雑入	502,031	856	502,887
90	市債	1,970,500	47,800	2,018,300
	5 市債	1,970,500	47,800	2,018,300
歳 入 合 計		60,085,018	175,868	60,260,886

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	7,363,440	22,144	7,385,584
	5 総務管理費	5,973,333	22,144	5,995,477
15	民生費	24,013,932	41,000	24,054,932
	5 社会福祉費	12,027,049	17,000	12,044,049
	10 児童福祉費	9,767,789	24,000	9,791,789
30	農林水産業費	219,449	16,534	235,983
	5 農業水産業費	219,449	16,534	235,983
45	土木費	7,752,060	95,334	7,847,394
	20 都市計画費	4,494,619	95,334	4,589,953
55	教育費	5,579,180	856	5,580,036
	20 社会教育費	1,684,788	856	1,685,644
歳 出 合 計		60,085,018	175,868	60,260,886

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
45 土木費	20 都市計画費	源氏山公園第一公衆トイレ改築事業	64,600

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
放課後子どもひろばだいいち・ だいいち子どもの家 「うみがめ」外1施設 管理運営事業費	平成30年度から 平成33年度まで	千円 225,615
保育士派遣業務 (緊急一時預かり事業分)費 委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	12,632
保育士派遣業務 (通常保業分)費 委託業務費	平成30年度から 平成31年度まで	59,155
小学校給食調理等 委託事業費 (第二小学校・ 御成小学校)	平成30年度から 平成33年度まで	基準日における1校当たり1日の 推計給食数が401食から500食ま では60,000千円、501食から600 食までは63,000千円、601食から 700食までは69,000千円を平成31 年度から平成33年度までの基本 額とし、これに消耗品費として1 食当たり10円を推計総給食数に 乗じて得た額を加えた額に消費 税相当額を加えた額の合計額

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業費	千円 468,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 515,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	1,970,500				2,018,300			

報告第 12 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成30年 5 月 7 日、鎌倉市小袋谷一丁目 7 番46号で発生した、健康福祉部障害福祉課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 43,200円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市今泉二丁目22番 5 号
有限会社ビルドシステム
代表取締役 羽 鳥 泉 |
| 3 | 処分の日 | 平成30年 8 月 7 日 |

報告第 13 号

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、(仮称)由比ガ浜子どもセンター整備事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

平成30年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成29年度鎌倉市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画 内 訳				実 績				比 較				
				左 特 定 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の差	左 特 定 財 財 源 内 訳			左 の 財 源 内 訳					
				年割額	国(県) 支出金	地方債		国(県) 支出金	地方債	その他	国(県) 支出金	地方債	その他			
15 総務費	10 児童福祉費	(仮称) 由比が浜子どもセンター整備事業	27	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			28	967,267,000	12,800,000	772,400,000		244,240,800	1,600,000	183,300,000		59,340,800	11,200,000	589,100,000		122,726,200
			29	241,816,000	5,955,000	189,100,000		858,298,800	5,955,000	710,800,000		141,543,800	0	▲ 521,700,000	▲ 94,782,800	
			計	1,209,083,000	18,755,000	961,500,000	0	1,102,539,600	7,555,000	894,100,000	0	200,894,600	11,200,000	67,400,000	0	27,943,400

報告第 14 号

平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

平成29年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成30年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.58)	— (16.58)	0.3 (25.0)	— (350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

報告第 15 号

平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成29年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成30年 9 月 5 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

